

鶴来浄水場水質基準と水質検査結果(毎日項目)

毎日の検査項目:22項目

毎月1回更新します。(場所:浄水池 時刻:午前10時00分)

令和7年9月16日分

番号	基準項目	検査結果	基準値
1	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3 mg/L 以下
2	pH値	7.58	5.8 以上 8.6 以下
3	味	異常なし	異常でないこと
4	臭気	異常なし	異常でないこと
5	色度	0.3 度	5 度以下
6	濁度	0.01 度未満	2 度以下
7	アルミニウム及びその化合物	0.07 mg/L	0.2 mg/L 以下
8	鉄及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.3 mg/L 以下
9	マンガン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.05 mg/L 以下
10	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04 mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.47 mg/L	10 mg/L 以下
12	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6 mg/L 以下
13	塩化物イオン	7.5 mg/L	200 mg/L 以下
14	フッ素及びその化合物	0.08 mg/L 未満	0.8 mg/L 以下
15	ナトリウム及びその化合物	6.66 mg/L	200 mg/L 以下
16	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	40.9 mg/L	300 mg/L 以下

番号	水質管理目標設定項目	検査結果	目標値
17	残留塩素	0.53 mg/L	1 mg/L 以下 (衛生上必要な措置として遊離残留塩素0.1 mg/L 以上)
18	亜塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6 mg/L 以下

番号	参考項目	検査結果	摘要
19	総アルカリ度	32.5 mg/L	水質管理指標
20	電気伝導率	121.5 μ S/cm	
21	アンモニア態窒素	0.01 mg/L 未満	
22	硫酸イオン	11.0 mg/L	

<参考> ダム湖の状況等

令和7年9月16日(火) 9時(原水濁度は10時)

手取川ダム水位	430.72 m (海拔)	手取川ダム貯水量	53,698 千m ³
取水口の河川水位	1.11 m	浄水場の原水濁度	13.8 度

注) 毎日項目とは、水道法で1日1回検査することとされている項目(色、濁り、残留塩素)のほか、浄水場内の水質管理上、必要とされる項目を週に3～5回実施している検査項目です。

鶴来浄水場水質基準と水質検査結果(基準項目)

水道水質基準項目:51項目(基1～基31)

毎月1回更新します。(場所:浄水池 時刻:午前10時00分)

令和7年7月9日分

番号	検査項目	検査結果	基準値
基 1	一般細菌	1 個/mL 未満	100 個/mL 以下
基 2	大腸菌	不検出	検出されないこと
基 3	カドミウム及びその化合物	-	0.003 mg/L 以下
基 4	水銀及びその化合物	-	0.0005 mg/L 以下
基 5	セレン及びその化合物	-	0.01 mg/L 以下
基 6	鉛及びその化合物	-	0.01 mg/L 以下
基 7	ヒ素及びその化合物	-	0.01 mg/L 以下
基 8	六価クロム化合物	-	0.02 mg/L 以下
基 9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04 mg/L 以下
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01 mg/L 以下
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.16 mg/L	10 mg/L 以下
基 12	フッ素及びその化合物	0.08 mg/L 未満	0.8 mg/L 以下
基 13	ホウ素及びその化合物	-	1.0 mg/L 以下
基 14	四塩化炭素	-	0.002 mg/L 以下
基 15	1,4-ジオキサン	-	0.05 mg/L 以下
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.04 mg/L 以下
基 17	ジクロロメタン	-	0.02 mg/L 以下
基 18	テトラクロロエチレン	-	0.01 mg/L 以下
基 19	トリクロロエチレン	-	0.01 mg/L 以下
基 20	ベンゼン	-	0.01 mg/L 以下
基 21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6 mg/L 以下
基 22	クロロ酢酸	-	0.02 mg/L 以下
基 23	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06 mg/L 以下
基 24	ジクロロ酢酸	-	0.03 mg/L 以下
基 25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1 mg/L 以下
基 26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01 mg/L 以下
基 27	総トリハロメタン	0.010 mg/L (注)	0.1 mg/L 以下
基 28	トリクロロ酢酸	-	0.03 mg/L 以下
基 29	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03 mg/L 以下
基 30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09 mg/L 以下
基 31	ホルムアルデヒド	-	0.08 mg/L 以下

注:基27(総トリハロメタン)の結果値は、基23,基25,基29及び基30の合計値ですが、統計処理上、小数点以下3桁目が一致しない場合があります。

検査結果が『-』となっている項目は四半期に1回検査を行う項目であり、5月、8月、11月、2月に検査を行う予定です。

鶴来浄水場水質基準と水質検査結果(基準項目つづき)

水道水質基準項目:51項目(基32～基51)

毎月1回更新します。(場所:浄水池 時刻:午前10時00分)

令和7年7月9日分

番号	検査項目	検査結果	基準値
基 32	亜鉛及びその化合物	－	1.0 mg/L 以下
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2 mg/L 以下
基 34	鉄及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.3 mg/L 以下
基 35	銅及びその化合物	－	1.0 mg/L 以下
基 36	ナトリウム及びその化合物	4.41 mg/L	200 mg/L 以下
基 37	マンガン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.05 mg/L 以下
基 38	塩化物イオン	5.2 mg/L	200 mg/L 以下
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	29.9 mg/L	300 mg/L 以下
基 40	蒸発残留物	61 mg/L	500 mg/L 以下
基 41	陰イオン界面活性剤	－	0.2 mg/L 以下
基 42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001 mg/L 以下
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001 mg/L 以下
基 44	非イオン界面活性剤	－	0.02 mg/L 以下
基 45	フェノール類	－	0.005 mg/L 以下
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3 mg/L 以下
基 47	pH値	7.53	5.8 以上 8.6 以下
基 48	味	異常なし	異常でないこと
基 49	臭気	異常なし	異常でないこと
基 50	色度	0.2 度	5 度以下
基 51	濁度	0.01 度未満	2 度以下

検査結果が『－』となっている項目は四半期に1回検査を行う項目であり、5月、8月、11月、2月に検査を行う予定です。

鶴来浄水場水質基準と水質検査結果(水質管理目標設定項目)

水質管理目標設定項目:27項目(管1～管31)

毎月1回更新します。(場所:浄水池 時刻:午前10時00分)

令和7年7月9日分

番号	項目	検査結果	目標値
管 1	アンチモン及びその化合物	－	0.02 mg/L 以下
管 2	ウラン及びその化合物	－	0.002 mg/L 以下 (暫定)
管 3	ニッケル及びその化合物	－	0.02 mg/L 以下
管 4	(削除)		(削除)
管 5	1,2-ジクロロエタン	－	0.004 mg/L 以下
管 6	(削除)		(削除)
管 7	(削除)		(削除)
管 8	トルエン	－	0.4 mg/L 以下
管 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	－	0.08 mg/L 以下
管 10	亜塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6 mg/L 以下
管 11	(削除)		(削除)
管 12	二酸化塩素	(注)	0.6 mg/L 以下
管 13	ジクロロアセトニトリル	－	0.01 mg/L 以下 (暫定)
管 14	抱水クロラール	－	0.02 mg/L 以下 (暫定)
管 15	農薬類	－	検出値と目標値の比 の和として、1 以下
管 16	残留塩素	0.50 mg/L	1 mg/L 以下
管 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	29.9 mg/L	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下
管 18	マンガン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01 mg/L 以下
管 19	遊離炭酸	1.2 mg/L	20 mg/L 以下
管 20	1,1,1-トリクロロエタン	－	0.3 mg/L 以下
管 21	メチル-tert-ブチルエーテル	－	0.02 mg/L 以下
管 22	有機物等(KMnO ₄ 消費量)	0.7 mg/L	3 mg/L 以下
管 23	臭気強度(TON)	1 未満	3 以下
管 24	蒸発残留物	61 mg/L	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下
管 25	濁度	0.01 度未満	1 度以下
管 26	pH値	7.53	7.5 程度
管 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1.7	-1 程度以上とし、 極力 0 に近づける
管 28	従属栄養細菌	1 個/mL 未満	2,000 個/mL 以下 (暫定)
管 29	1,1-ジクロロエチレン	－	0.1 mg/L 以下
管 30	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.1 mg/L 以下
管 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	－	PFOS及びPFOAの 量の和として 0.00005 mg/L 以下 (暫定)

注:二酸化塩素は、当浄水場で用いる消毒剤では生成しないため、測定していません。

検査結果が『-』となっている項目は四半期に1回検査を行う項目であり、5月、8月、11月、2月に検査を行う予定です。